

揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com/>

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 令和7年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場利用状況
介護サービス相談員派遣等事業について
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 65歳以上の方の介護保険料
- 8 ● 介護保険ってなんでしょう



「美濃いび茶」茶園(揖斐川町桂地内)

「美濃いび茶」は揖斐川町、池田町で生産されています。揖斐川や粕川等に近く、霧が発生し易く、水はけの良い標高50～300mの扇状地や山麓傾斜地の約170haで栽培されています。茶の栽培に適した環境、技が育んだ香味と旨味が豊かな銘茶で有名です。

(協力:揖斐農林事務所・写真提供:揖斐川町)

No.51

令和7年6月1日発行

揖斐広域連合議会だより

令和7年第1回定例会が2月4日に開催され、令和6年度補正予算、令和7年度当初予算などの議案が原案どおり可決されました。

提出議案

◎令和6年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第2号)について

3町からの派遣職員の経費負担金の増額、会計年度任用職員の人件費、広域斎場の第3駐車場敷地内土地に所在する法定外公共物の用途廃止に伴う土地調査業務及び登記事務費用、公有財産購入費用、財政調整基金積立金及び広域連合所有の山林における利用間伐保育事業で伐採した木材、生産物の売り払い収入に係る増額等のため補正しました。

補正額(増額) 902万4,000円

補正後予算額 3億6,478万6,000円

◎令和6年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について

介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修事業経費、高額介護サービス費等、介護保険に関する通知書を送付する際の郵便料、第三者行為求償事務負担金及び介護給付費準備基金積立金に係る増額のため補正しました。

補正額(増額) 5,582万1,000円

補正後予算額 73億5,545万3,000円

◎令和7年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ3億2,383万円で前年比8.2%の減となりました。

◎令和7年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ74億3,439万5千円で前年比3.7%の増となりました。

各会計予算の詳細は次頁をご覧ください。



令和7年度 予算状況

第1回定例会で議決された、令和7年度各会計予算の内容をお知らせします。

一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、3町からの負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、総務費と広域斎場の運営等にかかる衛生費・公債費です。
- ・広域斎場の火葬炉の修繕と、空調設備改修工事及び予約システム機器の更新等を実施します。
- ・一般会計の総額は323,838千円で、前年度より29,003千円の減額となります。（△8.2％）

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金（3町負担金）、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金です。
- ・歳出の主な内容は、介護保険情報システム標準化・共通化及び介護認定審査会ペーパーレス化対応に伴うシステム整備費、保険給付費、地域支援事業費、第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケート等の調査業務委託費などです。
- ・介護保険特別会計の総額は、7,434,395千円で、前年度より262,058千円の増額となります。（3.7％）

一般会計

歳入

（単位：千円）

科 目	令和7年度	令和6年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	253,273	269,795	△ 6.1
2. 使用料及び手数料	27,671	27,750	△ 0.3
3. 国 庫 支 出 金	26,976	35,276	△ 23.5
4. 県 支 出 金	13,488	17,639	△ 23.5
5. 財 産 収 入	317	279	13.6
6. 繰 入 金	1	1	0.0
7. 繰 越 金	2,000	2,000	0.0
8. 諸 収 入	112	101	10.9
合 計	323,838	352,841	△ 8.2

介護保険特別会計

歳入

（単位：千円）

科 目	令和7年度	令和6年度	増減率(%)
1. 保 険 料	1,574,549	1,579,138	△ 0.3
2. 分担金及び負担金	1,110,608	1,047,493	6.0
3. 使用料及び手数料	3	3	0.0
4. 国 庫 支 出 金	1,598,278	1,566,688	2.0
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,909,200	1,847,868	3.3
6. 県 支 出 金	1,039,464	1,005,371	3.4
7. 財 産 収 入	455	8	5587.5
8. 繰 入 金	53,953	70,555	△ 23.5
9. 繰 越 金	147,839	55,167	168.0
10. 諸 収 入	45	45	0.0
11. 広 域 連 合 債	1	1	0.0
合 計	7,434,395	7,172,337	3.7

歳出

科 目	令和7年度	令和6年度	増減率(%)
1. 議 会 費	365	365	0.0
2. 総 務 費	123,648	124,954	△ 1.0
3. 民 生 費	54,449	71,051	△ 23.4
4. 衛 生 費	125,422	90,860	38.0
5. 農 林 水 産 業 費	842	196	329.6
6. 公 債 費	17,112	63,415	△ 73.0
7. 予 備 費	2,000	2,000	0.0
合 計	323,838	352,841	△ 8.2

歳出

科 目	令和7年度	令和6年度	増減率(%)
1. 総 務 費	197,183	165,618	19.1
2. 保 険 給 付 費	6,977,441	6,751,688	3.3
3. 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0
4. 地 域 支 援 事 業 費	247,168	242,928	1.7
5. 公 債 費	50	50	0.0
6. 諸 支 出 金	2,552	2,052	24.4
7. 予 備 費	10,000	10,000	0.0
合 計	7,434,395	7,172,337	3.7

揖斐広域斎場利用状況(令和6年度)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位: 件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	32	26	28	28	22	25	35	29	48	36	25	35	369
大野町	24	15	19	19	18	18	26	25	19	29	18	26	256
池田町	18	20	19	16	17	26	25	20	22	25	31	35	274
その他	11	7	6	15	11	16	10	13	17	16	10	13	145
合 計	85	68	72	78	68	85	96	87	106	106	84	109	1,044

●施設別利用状況

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	7	7	9	4	3	4	9	7	13	9	9	9	90
蓮の間(通夜・告別式)	1	0	1	2	1	1	1	1	3	2	0	7	20
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓮の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊・蓮の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待合い洋室	36	32	34	28	33	34	41	43	47	42	38	49	457
待合い和室	8	6	11	10	3	10	14	11	21	19	13	19	145
霊安室	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
祭壇	8	6	10	6	4	3	10	6	15	11	9	15	103
合 計	60	52	65	50	44	52	75	68	99	83	69	99	816

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位: 件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	12	7	16	20	7	14	9	24	21	16	12	7	165
大野町	17	19	15	10	19	14	15	16	19	17	19	15	195
池田町	12	10	13	11	10	13	6	19	21	13	9	11	148
合 計	41	36	44	41	36	41	30	59	61	46	40	33	508

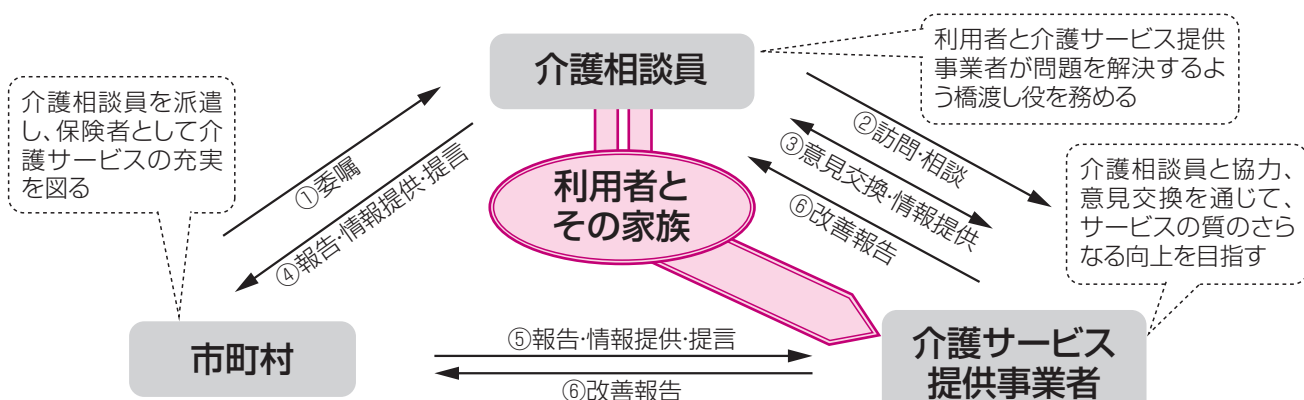
介護サービス相談員派遣等事業について

揖斐広域連合では、介護サービス施設・事業所に、介護サービス相談員(ぬくもり相談員)を派遣し、直接、利用者の相談を受ける活動を行っています。

利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的に実施する事業です。

ぬくもり相談員は、揖斐郡内の入所施設・事業所を訪問し、利用者からお聞きした相談や希望を、利用者と介護サービス事業者の橋渡し役として、その内容を事業者伝えて、一緒に解決していく活動を行います。

活動で知り得た利用者の情報、その家族及び事業所の秘密は固くお守りします。



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(令和7年3月末現在)

(単位:人)

区 分		揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前 年 同 月 B	比 較 A-B
第 1 号 被 保 険 者		7,601	6,695	6,805	21,101	21,112	△ 11
内 訳	65歳以上75歳未満	3,086	2,879	2,902	8,867	9,350	△ 483
	75歳以上	4,515	3,816	3,903	12,234	11,762	472

表2 要介護・要支援認定申請の状況(令和6年4月～令和7年3月までの累計)

(単位:件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
新規申請	313	273	281	867	858	9
区分変更申請	193	163	156	512	558	△ 46
更新申請	531	446	432	1,409	1,771	△ 362
合 計	1,037	882	869	2,788	3,187	△ 399

・令和6年4月から令和7年3月までの認定申請は、2,788件で前年同期間より399件減少しています。
・申請のうち、新規申請が867件、区分変更申請が512件、更新申請が1,409件です。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(令和6年4月～令和7年3月までの累計)

(単位:回、件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
審査会開催数				140	144	△ 4
非 該 当	0	2	0	2	7	△ 5
要 支 援 1	52	66	71	189	213	△ 24
要 支 援 2	111	91	93	295	316	△ 21
要 介 護 1	242	190	179	611	647	△ 36
要 介 護 2	192	171	166	529	550	△ 21
要 介 護 3	172	141	129	442	464	△ 22
要 介 護 4	131	107	118	356	402	△ 46
要 介 護 5	131	94	95	320	334	△ 14
合 計	1,031	862	851	2,744	2,933	△ 189

・令和6年4月から令和7年3月までに審査会を140回開催し、2,744件の審査判定を行いました。そのうち、2件が非該当と判定されました。
取下げ等により、申請件数より判定件数が少なくなっています。

表4 要介護・要支援認定者の状況(令和7年3月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第 1 号 被 保 険 者	56	141	321	240	243	152	113	1,266	98.1%
内 訳	65歳以上75歳未満	5	12	20	18	14	10	92	7.1%
	75歳以上	51	129	301	222	229	139	1,174	91.0%
第 2 号 被 保 険 者	0	6	4	7	4	1	3	25	1.9%
合 計	56	147	325	247	247	153	116	1,291	100.0%
介護度別構成比	4.3%	11.4%	25.2%	19.1%	19.1%	11.9%	9.0%	100.0%	

(2) 大野町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第 1 号 被 保 険 者	81	121	239	219	162	111	110	1,043	97.5%
内 訳	65歳以上75歳未満	7	11	19	22	11	12	91	8.5%
	75歳以上	74	110	220	197	151	102	952	89.0%
第 2 号 被 保 険 者	1	1	3	9	4	4	5	27	2.5%
合 計	82	122	242	228	166	115	115	1,070	100.0%
介護度別構成比	7.7%	11.4%	22.7%	21.3%	15.5%	10.7%	10.7%	100.0%	

(3) 池田町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第 1 号 被 保 険 者	79	120	211	202	164	116	97	989	97.3%
内 訳	65歳以上75歳未満	5	13	12	22	14	11	92	9.0%
	75歳以上	74	107	199	180	150	105	897	88.3%
第 2 号 被 保 険 者	1	0	7	7	6	3	3	27	2.7%
合 計	80	120	218	209	170	119	100	1,016	100.0%
介護度別構成比	7.9%	11.8%	21.5%	20.6%	16.7%	11.7%	9.8%	100.0%	

(4) 合計

(単位：人)

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第 1 号 被 保 険 者		216	382	771	661	569	379	320	3,298	97.7%
内 訳	65歳以上75歳未満	17	36	51	62	39	33	37	275	8.2%
	75歳以上	199	346	720	599	530	346	283	3,023	89.5%
第 2 号 被 保 険 者		2	7	14	23	14	8	11	79	2.3%
合 計		218	389	785	684	583	387	331	3,377	100.0%
介 護 度 別 構 成 比		6.5%	11.5%	23.2%	20.2%	17.3%	11.5%	9.8%	100.0%	

・令和7年3月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が3,298人、第2号被保険者が79人で合計3,377人となっています。
・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が275人(全体の8.2%)、75歳以上の第1号被保険者が3,023人(全体の89.5%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が79人(全体の2.3%)となっています。
※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(令和6年4月～令和7年3月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費を合算したものです。

(単位：千円)

種 類		揖 斐 川 町	大 野 町	池 田 町	合 計	費用構成比	前 年 同 月
① 居宅(介護予防) サービス		996,602	861,419	881,813	2,739,834	41.8%	2,608,735
	訪問介護	118,463	143,956	154,861	417,280	6.4%	369,940
	訪問入浴	7,735	12,285	10,313	30,333	0.4%	36,366
	訪問看護	57,514	43,343	43,700	144,557	2.2%	128,604
	訪問リハビリテーション	4,891	12,399	10,068	27,358	0.4%	29,986
	居宅療養管理指導	20,169	14,232	12,337	46,738	0.7%	41,209
	通所介護	268,733	120,233	218,231	607,197	9.3%	599,431
	通所リハビリテーション	130,185	256,003	91,298	477,486	7.3%	461,985
	短期入所生活介護	111,407	49,150	115,519	276,076	4.2%	245,915
	短期入所療養・医療介護	60,476	42,532	33,336	136,344	2.1%	129,140
	福祉用具貸与	66,475	60,551	61,441	188,467	2.9%	188,208
	福祉用具購入費	2,158	2,583	2,184	6,925	0.1%	8,638
	住宅改修費	6,332	7,414	5,106	18,852	0.3%	20,948
	特定施設入居者生活介護	20,673	7,246	26,801	54,720	0.8%	54,638
	予防・介護サービス計画費	121,391	89,492	96,618	307,501	4.7%	293,727
② 地域密着型(介護予防) サービス		586,883	440,582	280,969	1,308,434	20.0%	1,290,682
	認知症対応型通所介護	15,872	14,493	23,271	53,636	0.8%	48,087
	小規模多機能型居宅介護	22,189	3,039	38,145	63,373	1.0%	77,241
	認知症対応型共同生活介護	350,884	221,023	205,196	777,103	11.9%	770,968
	地域密着型老人福祉施設	144,736	171,530	6,682	322,948	4.9%	285,864
	地域密着型通所介護	53,202	27,976	7,675	88,853	1.4%	105,872
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2,521	0	2,521	0.0%	2,650
③ 施設サービス		990,841	657,158	565,690	2,213,689	33.8%	2,232,900
	介護老人福祉施設	527,315	263,148	293,359	1,083,822	16.5%	1,053,792
	介護老人保健施設	447,328	385,855	267,206	1,100,389	16.8%	1,160,919
	介護療養型医療施設・介護医療院	16,198	8,155	5,125	29,478	0.5%	18,189
④ 高額サービス費		66,666	51,721	36,014	154,401	2.4%	142,494
⑤ 特定入所者サービス費		50,095	41,018	21,777	112,890	1.7%	113,371
⑥ 高額医療合算介護サービス費		7,560	6,175	6,316	20,051	0.3%	20,778
合 計 (① ～ ⑥)		2,698,647	2,058,073	1,792,579	6,549,299	100.0%	6,408,960

・令和6年4月から令和7年3月までの給付費の総額は6,549,299千円となっており、前年と比較して140,339千円の増となっています。
・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,739,834千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,308,434千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,213,689千円となっています。
※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護保険サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に令和7年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方 23%	保険料 40～64歳の方 27%	公費 国・県・市 50%
-----------------------	------------------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の23%を人口で割って保険料として負担していただきます。

○65歳以上の方の保険料の決め方

損斐広域連合で
必要な介護サ
ービスの総費用

×

65歳以上
の方の負担分
(23%)

÷

損斐広域連合管内
に住む65歳以上
の方の人数

=

保険料の基準額

令和7年度の基準年額は 74,400円 です。

介護保険料は、特別徴収(老齢年金等から保険料が差し引かれる方法)と、普通徴収(納付書もしくは口座振替による方法)の2通りがあり、原則は特別徴収のため、本人の希望で特別徴収と普通徴収を選択することはできません。普通徴収の方は、納期限を忘れずに納付してください。

令和7年度の介護保険料

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
※第1～3段階は、軽減措置後の保険料率および保険料です。

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方	基準額 ×0.285	21,200円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	36,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.685	50,900円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方	基準額 ×0.9	66,900円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額	74,400円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	89,200円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	96,700円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	111,600円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	126,400円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	141,300円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	156,200円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	171,100円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	178,500円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。※第1～3段階は、軽減措置後の保険料率および保険料です。

○令和6年度までとの変更点

介護保険法施行令の一部改正により、第1段階、第2段階、第4段階の、「対象となる方」欄における課税年金収入額を80万円から80万9千円へ変更します。

7 ● 損斐広域連合広報誌 No51

介護保険ってなんでしょう



「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢化社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介いたします。

● 介護保険とは

日本国民全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、揖斐広域連合より介護保険被保険者証が交付されます。

介護が必要となった人は、費用の一部を負担して、さまざまな介護サービスを受けられます。要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

● 医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは、病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

● 64歳まで納めた記憶がないのですが？

40歳から64歳まではそれぞれの方が加入している健康保険と一緒に納めていますが、65歳になると、揖斐広域連合へ健康保険とは別に納めていただくことになります。

● 介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

● 普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、半年から1年程度の準備期間が必要となります。年金を年額18万円以上受給している方は、約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

● 65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

被保険者証が誕生月までに届き、その後普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目より各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆ 揖斐広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。ご自身で確認することが難しい方は、確認できる方を指定して文書の送付先を変更することもできます。

◆ ご不明な点、質問等がございましたら、担当係までご連絡ください。

揖斐広域連合 介護保険課 0585-23-0188

● 介護保険負担割合証更新のお知らせ ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が令和7年7月31日までとなっています。8月1日以降も要介護・要支援認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により要介護・要支援認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月下旬に送付します。8月以降に介護保険サービスを利用されるときは、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者氏名	姓 名
フリガナ	
生年月日	
利用者の割合	適用期間
期	開始年月日 終了年月日
期	開始年月日 終了年月日
保険番号並びに被保険者の名称及び印	
揖斐広域連合	
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 電話 0585-23-0188	